

太櫓海水浴場を有料化に

大 湯 圓 郷 議員

問

太櫓海水浴場の海開きは今年七月二十三日に行い、八月十日までの十九日間のオープンでした。

その後も十八日まで大勢の海水浴客が楽しんでいましたが、沢山のゴミを海水浴場や住民のゴミステーションへ山のように置いて帰ります。

その後始末を、役場職員がゴミを処分したと聞いています。

他町の海水浴場でも、無料というのは少なくなっているはずです。

太櫓海水浴場で有料といえは、はまなす荘のシャワーが一回百円で利用していただいております。

瀬棚三本杉海水浴場は、観光協会管理のもと監視員大人一名、アルバイト二名で監視と清掃を行っており、清掃協力金として一テント千円、日

帰り客は五百円を徴収しています。

太櫓海水浴場を、ぜひ有料化にすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

観光協会と協議していく

答・町長

当町が設置した三カ所の海水浴場を開設期間中に利用した客は、大成区平浜が三千二百七十三人、太櫓が二千三百五十六人、瀬棚が一万七千七百人と、いずれも前年度実績を上回るものであります。

いずれも、遊泳期間を設定した中で、大成区は直営で、北檜山、瀬棚区は観光協会に委託する形で管理運営を行っています。

しかし、シャワー室などの利用マナーやゴミの散乱問題などで大変苦慮しているのが



実態です。

特に太櫓海水浴場のゴミ問題については、立看板などでゴミの持ち帰りを呼びかけているものの、一般家庭で利用しているゴミステーションなどへの置き去りが顕著で、抜本的な対策が求められるところです。

このような中で、瀬棚区の三本杉海水浴場のみが海水浴場にテントを設営する方に清掃協力金の拠出をお願いし、海水浴場のゴミ処理経費や監視員賃金などを補っているところですが、

このような実態を踏まえな

アルバイト二名の賃金の採算は合うのではないかと思います。北檜山区には真駒内ダム下のオートキャンプ場があります。

また、大成区の海水浴場も合わせて有料化にしていきたいと思いますが、町長の所見を伺います。

答・町長

瀬棚区の観光協会の取り組みは先進事例です。

こうしたことを十分参考にさせていただき、北檜山区のオートキャンプ場やその他のキャンプ場についても、どういう方法がいいのか、またゴミ問題の解決に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

問・再質問

瀬棚観光協会では、テント一張り千円で、そのステッカーを張ると今年は何回でも有効となっています。

今年は五十万円ほどの清掃協力金を支払っていただいていると聞いています。

そうすると、監視員一名、

交付税の合併算定替などについて

板谷 芳勝 議員

問

①町長は、財政の非常事態宣言をしたわけですが、このような財政の非常事態宣言した道内町村の状況について伺います。

②新聞報道によると、当町の十八年度末の公債残高見込みは二百四億円であり、当町の標準財政規模の三・三倍にあたります。

また、実質債務残高比率の「健全」の目安は一〇〇%ですが、当町は三三%です。

町長は、公債残高をどのように減らすのか伺います。

③合併時の地方債現在高と債務負担行為額の合計額を伺います。

④経常収支比率の問題ですが、経常収支比率の適正数値は七〇%から八〇%とされています。

当町の経常収支比率は九一・三%であり、警戒ライン

の七〇%を既に突破しています。

このままだと、財政運営が破綻することも予測されますが、この改善策を伺います。

適正数値に一気に引き下げるのは不可能

答・町長

①四月での北海道の調査によると、札幌市を除く全道百八十団体のうち、三十団体が非常事態宣言をしています。

②町長に就任して以来、町債残高の増加に歯止めをかけて、後世に大きな負担を強いることのないよう努めたいと答弁してきたところです。

前年の町債残高を越えることなく、起債の償還元金以内において、適債事業の中で事業を選択し、その中でも有利な起債を財源としていくものです。

③合併時の地方債残高と債務負担行為の合計額は、旧町から引き継いだ起債残高は一般会計外八つの特別会計において二百十三億二千二百五十万四千三百円です。

債務負担行為額の合計は、五億一千六百八万五千円、合計で二百十八億三千八百万円余りということになります。

④経営経費の改善については、一気に適正とされる数値まで引き下げるのは不可能です。

しかし、起債の借入れに係る公債費の償還が一番この比率に占める割合が高いのも事実であります。

したがって、まず起債の借入れに際し一定の歯止めをかけること、職員の適正規模配置、事務事業の見直しなどによる歳出削減に取り組み、数値の改善に取り組んでいきたいと考えています。

重度障害者の冬期通院対策について

安藤 良一 議員

問

重度障害者の厳寒時の通院助成について、瀬棚区、北檜山区では平成十七年度まで実施されており、定期的に通院されている重度障害者の方には大変喜ばれていました。

平成十八年度に一部変更となった理由を伺います。

特に、腎不全により通院治療されている方は四十名ほどおり、この方々はあらかじめ決められた日時に通院し、時間と体を著しく拘束される障害者で、冬期間の大雪の日などは通院に大変苦労されています。

このような時、全額で通院するとしたら負担が大きく、大変困ります。

今まで交付されていたタクシーチケット券は大変ありがたく、必ずしも全額使用する事なく、必要最小限に使用していると思います。

本年度からは車を持っている方は対象外となっていますが、冬期間だけでもタクシークケットの一部助成は必要と思うが、町長の所見を伺います。

新年度に向け検討する

答・町長

合併後の福祉サービスの調整において、大成区も含めた町内全ての重度障害者にサービスを行うことから、本年度からは年間基本料金分二十四枚のタクシークケットの助成を行っています。

議員ご指摘の、車を所有しているも、冬期間、医療機関への通院にタクシーを利用しなければならぬ障害者については、これから新年度に向け、事務事業の評価等を行っていくことになっています。

その中で検討させていただくことでご理解願います。

問・再質問

町長から前向きに十九年度には一部考えていくというところでありますが、残された十八年度の今冬期が問題なわけです。普通三時間透析、四時間透析とあり、病院に入る時間帯も制限されます。

時間がずれても対応してくれますが、病院側に負担がかかります。

重度障害者は、バス運行の時間帯では対応できないこともあります。

このことの重要さを十分理解され、十九年度と言わず、十八年度の冬期から検討できないか再度伺います。

答・町長

今ここで即答できかねますが、いずれにしても財政との関係も出てきますので、このことについては十分この後検討させていただきます。

財政の健全化と町経済の振興について

大根田 登 議員

問

昨年九月に合併し、新町建設計画に沿った新しい町づくりがスタートしました。

その根幹をなす財政計画が早くも大きく狂い、町長は財政の非常事態宣言を出し、赤字解消への取組みとして、歳入では町税等の確保、手数料、使用料の見直し、歳出では人件費の抑制や事務事業、団体補助金の見直し等により財政の健全化に努めるとしています。

国や北海道の厳しい財政事情の中、当町にも厳しい事態が続くものと考え伺います。
①町民負担の増を強いる使用料、手数料の見直しをまず求めるのではなく、町税等の確保や町有資産等の処分によりまず歳入の確保に努めるべきと考えます。

②一次産業の伸びが期待できない中、人件費を含む経費の

削減や補助金の見直しを進めると町内経済はますます縮小します。
商工業者にも還流するような方法や制度を考えるべきと考え伺います。

非常事態宣言の重みに

理解・協力願います

答・町長

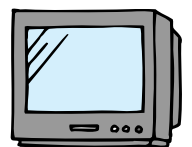
①当然、自助努力なくして町民の方々に負担を強いられません。

先般の非常事態宣言においても、歳入の確保に努め、未納の発生を一元でも抑える努力をしますと申し上げました。例えば、使用料等の見直しにあたっては、旧三町のまだ統一されていないものも多数あり、平準化が先でその上で見直しをするときは議会及び町民の理解を賜りながらお願

いします。
今回の補正予算でも、約九百万円弱の町有地を売払い、一般財源として措置し、今後可能な限りこれらの処分を行い、財源として確保してまいります。

②私は、ふるさと新町せたな町のさらなる将来の舵取りに、目標、公約を持って町長に立ちました。三町合併後初めて平成十八年度予算では、旧町から引き継いだ継続事業を計上した時点で財源不足を生じたのが実態です。
今後の財政の収支見込みと、さまざまな財政指標が適正数値を大きく上回り、収支の赤字の状況が想定されます。
この危機を乗り切るため、合併時に事務事業の調整した約千項目の内容も、再度検証することとし、八月下旬での平成十九年度の予算編成方針にあわせ指示をしました。
非常事態宣言の重みを理解していただき、議会、町民の方々のご協力を願います。

議会の様子を放映



定例会、臨時会の様子を本庁・瀬棚総合支所 1階ロビー、大成区は町民センターロビーにてテレビ放映しています。

問・再質問

①産業の振興を図りながら、町民福祉の向上と財政の健全化に努めることは、相反する厳しい問題です。

非常事態宣言を出して二カ月が経ったが、収入未済額の解消や、町有財産処分の方策を伺います。

②公共事業の減少や、人件費の低下により、まち全体の経済が縮小するので商工業者に還流するシステムをつくるべきで、商工会の商品券の活用や、町内の業者を指定業者とするような方策を考えるべきかと思ひ伺います。

答・町長

①町税及び使用料、手数料の未納残高は大変大きいものがあり、現状財政の厳しい中、なんとか解決に向け担当課では真剣に取組んでおり、来年度に向け、渡島の整理回収機構に加盟し、これらの回収に努めたいと思ひます。

②町で発注する事業等については、まちの業者の中で行っていたり配慮はしており、

今後とも努力していきます。限られた財源ですので、できるだけ町内で十分還流する

ような方向で取組みたいと思ひます。

町立大成高等学校の閉校後の有効活用について

問

町立大成高校は、平成二十三年三月をもって閉校となりますが、国庫補助金を財源とした起債事業であり現在その償還途中で、平成三十一年で完済するとあります。

閉校後の有効活用については、既に念頭に置かれていると思ひますが、起債償還中にある当該施設の転用については関係省庁の承認を得ることなく用途変更できないなどの規制があり、こうした状況をクリアし、町民各位の様々な意見を聴取しつつ、庁内においては既成概念にとらわれないことなく、柔軟な発想のもと

横断的なアイデアを積み上げ、複合的な施設の運用も視野に入れ検討されることが極めて

大野 一 男 議員

肝要と考えます。

本施設の転用について、今後の取り組みについて所見を伺います。

道教委等の関係機関と

十分協議し慎重に進めたい

答・教育長

国の補助金を受けた施設の転用に係わる国の規制は、目的外での転用、貸与、譲渡に様々な制限が設けられています。

しかし、学校の統廃合が全国的にすすめられており、平成九年の国の通達により規制が緩和され、その対象範囲が拡大され、文科大臣の承認を受ければ、この補助目的外の処分が可能という事になって

います。

国の規制を超える施設転用を検討した場合、補助金の返還、起債の繰り上げ償還等の課題もあり、町としては現行の法律の公共用の施設に該当する転用を考えるとということ

です。施設転用の考え方については、町民の関心も非常に高いと認識のもと、関係課、町民との横断的な協議が必要と考えます。

財産処分の制限期限内の施設転用については、文科大臣

への財産処分申請書または、報告手続、そして起債の償還

方法など様々な課題が絡んできますので、道教委等の関係機関と十分協議しながら慎重にすすめたいと考えています。

問・再質問

閉校が発表されたときから閉校後の利用については、どのような形が望ましいか、非常な関心が町民の中にあり、私たちの区が、どのような形で区の再生を図って行くのかという意味でも、一つのモデルケースとして注視していることを十分認識して頂きたいと思ひます。

二十三年三月に空き校舎となる現実があります

が、いつ頃を目途に具体的なスケジュールを立てていくか伺ひます。

又、財政非常事態宣言を出し、



いろいろな財政の見直しをしながら、これからの事業について考えなければならぬと言っていますが、本事業がこの宣言を受けた縛りの中で論議されることのないよう、また、事業の優先順位も上位に位置づけて住民、特に大成区民の理解の得られるように結論をだしていただけるか伺います。

答・教育長

施設の転用については、町民の意見が反映されるような転用ということも含め、今後慎重に検討したいと思えます。この財産処分については、普通一般的には閉校する三カ月前というのが国の基準であります。今回の大成高校の閉校については、道立高校の適配の問題も絡めて出てきますので、これについては十九年度中にある程度の線は出したと考え、現在進めているところですが、

係る経費については、財政の方とも十分考えながらとし、現在積算は全くしていません。

白紙の状態ということですが、事業の後先については、二十年三月閉校ということ、それまでにはその結論をださなければならぬということ

障害者自立支援法案について

問

この法案の本質は、三年後の介護保険への一方的な統合を想定した「応能から応益」負担への大転換、障害者の生活実態を無視して負担増を強い、これまでの障害者福祉の理念を変質させる大改悪です。障害者支援費制度では応能負担であり、障害年金だけ、もしくは若干の作業所の工賃が加わるくらいしか収入がない場合、ほとんどが利用料は無料でした。

支援費も月額単価でこのため作業所の収入も安定し、また利用者も安心して通院や休暇もとることが出来ました。しかし、自立支援法のもと

です。優先順位とにかくというよりも、やらなければならぬ事業という事でご理解頂きたいと思えます。

大塚 泰 淳 議員

では、報酬は月額単位となり、通所しない日は報酬が支払われません。

障害が重ければ重いほど負担が重くなるこの制度は、障害が重い人ほど働きたくても働けず収入が得られないということ、非常に過酷な逆進的な制度だと思いが、町長の所見を伺います。

障害者の実情に合った制度に見直していく必要がある

答・教育長

障害者自立支援法においては、いくつかの問題点が指摘されています。

一つめは原則一割の利用者

負担が導入されたことであり、所得に応じて四つの区分にわけ、月額負担上限額の設定や入所施設においては個別減免など低所得者には軽減措置を講じているとはいえ、利用者には重い負担になっていることは事実です。

二つめは「障害程度区分認定」が導入されたことであり、六つの障害者程度区分に分け、その区分によりサービス利用時間が決定されることになったため、障害者にとっては、

現在のサービス利用時間が削減されてしまうという懸念があります。また施設入所をしており、軽度区分と判定された方は、その施設を退所しなければならぬという問題も生じています。

三つめは「地域生活支援事業」が創設され、市町村必須事業に位置づけられたことであり、移動支援や地域活動支援センターの設置など、地域生活支援事業は市町村が行うこととなりました。

共同作業所フレンドが入っている旧裁判所



財政基盤が弱い自治体では、地域の実情に合った障害者ニーズに定める事業の展開が難しいという問題もあり、サービスの提供において自治体間の格差が生じることも懸念されます。本年四月に施行された障害者自立支援法は、利用者負担の問

道々北檜山・大成線の拡幅整備工事計画について

奥村 喜美男 議員

題等さまざまな課題がある中でスタートしていますので、障害者の実情にあった制度に見直していく必要があると感じています。

問

問・再質問

瀬棚区では、共同作業所フレンドがありますが、メンバリの賃金は月額八千円か九千円で、ボランティアに支えられながら運営しています。

今は、旧裁判所の二階でパンのみ生産、販売し、大変過酷な条件でやっています。

一階に高齢者事業団が入っていますが、そこも借り、喫茶などを開業し、その中で収益を上げて安定した運営をしていきたいという希望を持っています。

暖かい福祉行政ができないものか伺います。

答・町長

高齢者事業団に、となりの旧警察署の方へ移動できないかということで検討しており、十分活動できるような体制を整えたいと考えています。

問

道道北檜山・大成線の改良

工事については、大成区富磯地区の一部が住宅等の移転補償、道路拡幅整備が実施されたのを初め、帆越山トンネルが開通し、さらには難工事と言われていた北成トンネル、日昼部トンネルが完成、貫通したものの、その後の工事についてはご承知のとおり、

国・道の財政悪化に伴う公共事業の縮減によって計画変更があるなど進捗状況がはかばかしくなく遅れている実態にあると思います。

現在、北檜山区側は兜橋、旭橋の架け替え工事が行われ、大成区側は富磯、上浦地区において、これらの改良工事計画に基づき住民説明会が何回

か開かれ、いま測量調査が行われているが、土現が町に示しているこの改良工事の計画期間等について、現時点で知

り得る範囲で報告、説明願いたい。

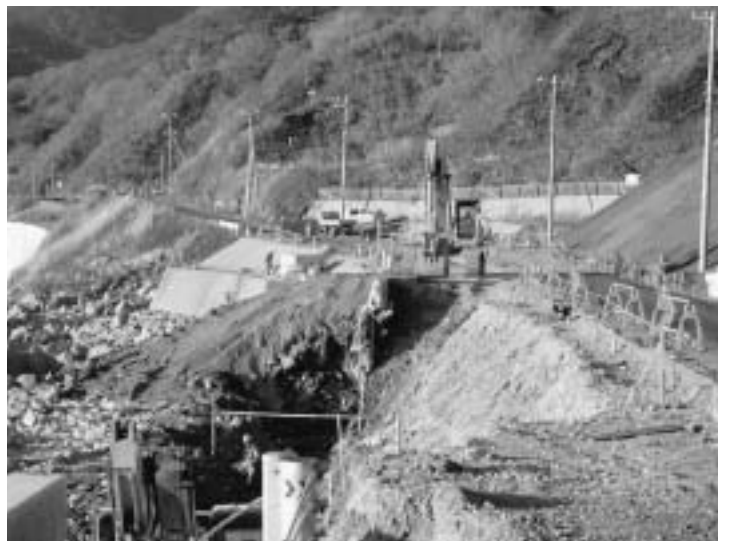
平成二十四年度をもって完成目標の計画が示された

答・町長

道道北檜山・大成線改良事業は、平成十八年度に富磯地区向谷宅前を起点とし、都地区榎田宅前を終点とする延長二、二三〇mの改良事業の着手が国から認められました。

富磯地区の向谷宅から漁協油タンク間の用地確定測量が終了し、今年度は物件等補償四件、買収十六筆を、平成十九年度の物件補償九件、土地買収七筆をもって補償業務を完了する予定です。

また、上浦地区においても、ひやま漁協油タンクから都地区、榎田宅前までの用地確定測量を現在実施しており、平成二十年度から物件補償及び



土地買収の補償業務を計画しています。

本格的な改良工事については、平成二十年度に富磯地区から着手、平成二十四年度をもって完成目標とするとの計画内容を北海道より町に示され、計画路線については、住宅の移転先及び土地の買収など今後解決しなければならぬ諸課題もありますので、町としても地域の意向等を十分聞くとともに、積極的な協力をお願いし、本事業がスムーズに進むよう、

いきます。

問・再質問

ズに進むよう、また、平成十九年度に完成予定となっている富磯工区、旧佐々木宅前から函館バス旋回場までについては、用地取得に係る未解決区間一〇〇m、この間に七〇件あるそうですが、それぞれ早期完成に向け引き続き北海道に対し要請して

この道道は、北檜山区豊岡から宮野まで土現管理で、改良工事には町負担がなく、工事施行に伴って町民の雇用機会の確保にもつながり、地元経済への波及効果も大きく、生活関連の幹線道路でもあり、漁業生産活動の重要な産業道路なので、改良工事の進捗については町民も大きな関心を寄せています。